

岩崎家ゆかりの地広域文化観光協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、岩崎家ゆかりの地広域文化観光協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、岩崎家ゆかりの地の地域住民及び事業者間の交流を活性化し、観光ルートの造成による観光客の誘致、商品開発、地域産品の販路拡大を図るなど、岩崎家ゆかりの地の地域社会及び経済の健全な発展の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光ルートの造成に関する事。
- (2) 商品開発及び地域産品の販路拡大に関する事。
- (3) 岩崎家ゆかりの地の文化観光情報の収集及び提供に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 協議会は、岩崎家ゆかりの地として、高知県安芸市、岩手県岩手郡雫石町、東京都台東区、千葉県富里市及び各地の岩崎家にゆかりのある団体等をもって組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 安芸市長及び安芸市長が推薦する者
- (2) 雫石町長及び雫石町長が推薦する者
- (3) 台東区長及び台東区長が推薦する者
- (4) 富里市長及び富里市長が推薦する者
- (5) その他必要と認める者

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の種類及び選任)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名
 - (3) 監事2名
- 2 会長は、総会において安芸市長、鞆石町長、台東区長、富里市長（以下「市区町長」という。）の中から選任する。
 - 3 副会長は、会長以外の市区町長とする。
 - 4 監事は、総会において委員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 協議会の総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員会)

第10条 協議会の事業を円滑に行うため、委員会を置く。

- 2 委員会は、市区町長を除く委員で組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第11条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び部会長は、会長が指名する。
- 3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が所属する観光担当課に置く。

(経費)

第13条 協議会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金等
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。